

秋田市立明德小学校コンテナ搬入口整備修繕仕様書

1 目的

本修繕は、秋田市立明德小学校が共同調理場からの給食供給を受ける「受配校」へ移行するに当たり、配送用コンテナや配送車両の円滑かつ安全な受け入れ体制を整えるため、既存の給食用搬入口（階段エリア）の適切な修繕を行うものである。

2 履行場所

秋田市千秋公園 1 番 1 3 号

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 1 月 8 日まで

なお、現地での作業実施日については、発注者と別途調整すること。

4 修繕概要

別図による

5 提出書類

- (1) 受注者は、作業に先立ち、次の書類を各 1 部提出し、発注者の承認を得た上で着手すること。

ア 業務工程表

イ 使用材料等承認願

- (2) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書に次の書類を各 1 部添えて提出すること。

ア 修繕前完成後の同角度の写真（見開きで比較できるようにすること）

イ 修繕作業中記録写真帳

ウ 使用材料の品質証明書および出荷証明書

エ 各種報告書

6 事前調査

- (1) 受注者は、必要に応じて現地の状況および関連設備その他について綿密な調査を行い、十分に実情を把握のうえ、着手すること。

- (2) 工程および作業内容等について、発注者および学校担当者と十分な打合せを行い、承認を得てから実施すること。

7 安全管理

- (1) 受注者は、修繕作業にあたり、関係法令を遵守し、労働災害および公衆災害等に必要な措置を講じて、常に安全管理に努めること。また、事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 修繕箇所以外の機器および工作物等に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置または養生を行い、緊急時の応急処置および対応等について事前協議を行うこと。

8 現場管理

- (1) 受注者は、本修繕における専門知識を有する技術者および必要な有資格者を派遣し、当該作業に従事させること。
- (2) 作業中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (3) 本修繕において危険物を使用する場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- (4) 児童の登下校時には搬入・搬出を避けること。
- (5) 本修繕における学校内での作業日および作業時間は、原則、平日の午前8時30分から午後5時までとする。なお、工程の都合上やむなく、指定日時以外での作業が必要な場合は、発注者および学校担当者と協議のうえ、許可を得てから行うこと。
- (6) 受注者は、修繕関連の物品等がある場合は、修繕完了まで保管責任を負うものとする。
- (7) 本修繕に必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とする。なお、設計図書に記載のある場合は、この限りでない。

9 一般的損害

目的物の引き渡し前に、目的物に生じた損害その他修繕を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

10 疑義

修繕作業に当たって疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。